

# 公民

## わが国の裁判の仕組み

大西昭彦 大阪府守口市立第二中学校教諭

### ① 新聞活用のねらい

新聞には、毎日といつてもいいほど裁判（判決）記事が掲載されている。司法権（裁判所）の单元では、これら記事を使って授業を進めることにより、生徒たちに司法への興味・関心を大いに呼び起こすことができる。

### ② 授業構成

#### ねらい

①民事裁判と刑事裁判との違いを理解させる。

#### おもな学習活動

①裁判はどのような時に始まるか。

- AさんはBさんにお金を貸したが、返してもらえなかった。そこでBさんはAさんにお金を返してくれと訴えられた。
- Bさんは横領の罪で訴えられた。

この中で、裁判には民事裁判と刑事裁判があることを明らかにする。

②授業当日の朝刊あるいは前日の夕刊などの記事を使って、民事裁判の性格や手続を理解する。

②民事裁判の理解を記事の切り抜きから具体的に進める。

- 原告はだれで、被告はだれで、どのような事件か。
- 両者の主張は。
- 判決を下した裁判所は。
- 裁判所はどちらの主張を取り入れたか。（勝訴したのは）
- 裁判所はどのようなことを命じたのか。（賠償など）

③西淀川公害訴訟で行政裁判や和解勧告制度を探る。  
あくまで裁判制度の仕組みを理解させることが課題であり、訴訟内容に深入りしないようにする。

③行政裁判は、被告が国または地方公共団体の場合をいう。民事裁判と同じように裁判の手続き、さらに和解・調停制度にもふれる。具体的には西淀川公害訴訟で進める。

- だれがだれを訴えているのか。判決は出されたか。

### ③ 評価の観点

関心意欲▶裁判制度をより具体的なものとして興味や関心を持てたか。

思考判断▶人権を守る裁判所の重要性を考えたか。

知識理解▶裁判の制度・仕組みを理解したか。

### ④ 発展・応用例

刑事裁判の手続きや裁判の仕組み、三審制度などを最近のニュースを使って指導する。また、生徒自らが新聞の中から探し出した裁判記事を授業に活用したり、切り抜きを課題学習に組み入れたりしたい。

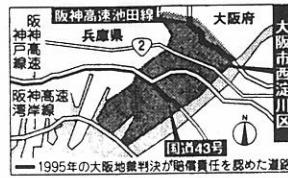
#### 設問例 西淀川公害訴訟

新聞記事を読んで答えなさい。 資料 ▶ 1 | 2 | 3

- Q. 原告（訴えたのは）はだれですか。  
A. 大気汚染に苦しむ大阪市西淀川区の公害認定患者と遺族。
- Q. 被告（訴えられている）のはだれですか。  
A. 国と阪神道路公団。
- Q. 裁判所はどこですか。  
A. 大阪高裁。
- Q. 裁判官は解決をうながすため何をしましたか。またその内容を説明しているところに下線を引きなさい。  
A. 和解するよう勧告した。下線は、記事本記3行目の「勧告は」から最後の「述べた」まで。
- Q. 裁判は何年で決着しましたか。  
A. 20年。

資料  
1 朝日新聞  
1998年7月30付朝刊

# 排ガス対策を国・公団約束



側が沿道環境の改善に努めることを約束した。

■原告主張に理解  
和解に先立つて立井達也  
裁判長は、解決を促すため  
の勧告文を示した。勧告は  
まず、西淀川区で気温差  
を上回る酸化窒素などの  
大気汚染が続く現状を指  
摘。【太秦汚染は「工場など  
からの排煙だけではなく、自  
動車の排ガスによってもわ  
たれられている」とされてい  
る】と述べ、患者側の主張  
の実

道路の国道1号と43号、阪神高速道路(土浦線)、同神戸線の大気汚染に苦しむ大阪市西淀川区の公害病院診療所患者と高速道路会社を相手取り、損害賠償と環境基準達成を訴えた「西淀川公害訴訟」(第一~四次)が和解が成立した。この間の争点だった車の排ガスと健康被害訴訟で、国土交通省が車線の削減などの環境対策の実施を求めた。一方で、公害訴訟の裁判判決で認められた約六千六百万円の賠償請求額は、大気汚染公害訴訟で国が和解に応じるのは、工場の排煙と車両汚染の責任を国内の公害裁判で初めて追及した訴訟ばかり二十年ぶりに全面決着した。

## 原告は賠償金放棄

# 西淀川公害訴訟、20年ぶり和解

資料  
2  
1998年7月30日付朝刊

西淀川公害訴訟の和解条項の骨子は次の通り。  
一、国・阪神高速道路公団は、沿道環境の改善のため、取り得る施策の実施に努め、国道43号の一部で車線削減などを行う。

和解条項の骨子

解説

一、国、公団は排ガスに含まれる窒素酸化物の光触媒による浄化策をモデル的に導入。浮遊粒子状物質による大気汚染について調査を行う。  
一、原告と国、公団は環境に関する連絡会を設置する。

■ 住民と構続的議論  
こうした(一)連の施策を著実に実現し、国・八仙町・患者側が環境対策などを総合的に協議する場として「西淀川地区沿岸環境に関する連絡会」が設置されることになった。  
一方で、患者側はその余の請求を「放棄する」として、第一四次訴訟へ審判を決めて得た約六十六百万円を含むすべての損害賠償や汚染物質の差し止めの請求を

化粧品や健康飲料の問題  
関係についても細解釈が頂け  
は盛り込まれなかつた。

板書事項

個人と個人の争い……………民事裁判

**例** 貸した金を返せ・名誉を償えなど

犯罪..... 刑事裁判

**例** ものを盗む・他人を傷つけるなど

民事裁判

原告 訴え(裁判の開始) → 被告  
訴訟代理人(弁護士) 訴訟代理人(弁護士)

裁判官 └原告と被告の主張(言い分)を聞く  
 ↓ └証人の証言、提出された証拠を調べる

判決

法律に基づいてどちらの言い分が正しいか判断し、損害賠償などを言い渡す

☆行政裁判 被告が国や地方自治体  
☆和解・調停制度

貢不厭 諸物而處

責任論超え環境再生へ

〔解説〕四辺川公害訴訟をめぐらし、大阪高等裁判所の一次訴訟判決が認めた自動車排ガスの健康影響についての和解は、明らかに貴訴訟の解決にあたっては、実施されたが具体的な公害問題の実態を約束するもの異例で、大阪セントラルで西淀川地区の

つたものだけに、国が極的に必要な環境対策を「進につとめる」と約束したことの責任は重い。

——が、今日の和解で最初の一の沿道環境が実現すること一再生に向けた研究を進め、

資料 3 京都新聞  
1998. 7. 30 付朝刊

# 青空回復待ったなし



集会後、横断幕を手に大阪高裁に向かう西淀川公害訴訟の原告団=29日午後2時23分、大阪市北区西天満

西淀川公害訴訟は、賠償や謝罪ではなく、国に公害のない道路行政を約束せざるという異例の「未来指向型」の和解となつた。原告らがこうした解決を選んだのは、和解条項の骨格となつた行政への提言を、自ら設立した「公害地域再生センター」(愛称・あおぞら財團)がつくり上げたからだ。

**あおぞら財團提言実る**

西淀川公害訴訟は、賠償や謝罪ではなく、国に公害のない道路行政を約束せざるという異例の「未来指向型」の和解となつた。原告らがこうした解決を選んだのは、和解条項の骨格となつた行政への提言を、自ら設立した「公害地域再生センター」(愛称・あおぞら財團)がつくり上げたからだ。

## 西淀川公害訴訟が和解

# 「勝利」原告団長 遺影抱き思い万感

四大汚染訴訟の一つ西淀川公害訴訟が二十九日、約二十年ぶりに和解した。國や道路公団が事実上「非」を認める形で環境改善策を約束。「勝利の和解」と笑みを浮かべる原告団長に拍手が沸く。だが一生をせんそくによるせきとたんに苦しめられ、この日を待たずに亡くなつた原告は二百人を超える。原告の願いは子や孫にきれいな青い空を取り戻すことだ。国は解決金や謝罪という形で明確に責任は認めなかつたが、公害のない道路づくりを目指す姿勢を示した。原告が本当の勝利を味わえるようには、待つたなしの実効ある対策が求められる。

「勝利の和解ができました」後三時すぎ、大阪高裁の玄関前で二百人かい支援者が譲歩する形での和解が成立した西淀川公害訴訟。午後三時半すぎ、大坂高裁の玄関前で二百人かい支援者を前に、原告団長の森脇君が手渡された花

手が沸き起つた。提訴から既に三十年余り。和解を待たずしてこの世を去つた原告は二百人を超える。最高気温三〇度を超えて、暑さの中、流れる汗をぬぐいながら三〇二号法廷に入つた原告患者の平均年齢は七十年代前半に。傍聴席には夫や息子の遺影を抱いた原告の姿も見られた。

午後三時、最後の法庭が始まった。意見陳述で森脇さんが「闘いの半ばで亡くなつた。意見陳述で森脇さんは長かったこれまでの道のりへの思いを込めて聞き入つた。

自身と二男三女が認定患者の岡崎久次さん(四十九歳)は頭を押さえた。夜も眠れぬ激しい発作に、一人一緒に死のうと考えたこともあり、頭を押さえた。寝ても眠れぬ

死のうと考えたこともあり、頭を押さえた。夜も眠れぬ激しい発作に、一人と一緒に死のうと考えたこともあり、頭を押さえた。寝ても眠れぬ

なった仲間にも喜んでもらえたと思う」と万感の思いをこめる。最高気温三〇度を超えて、暑さの中、流れる汗をぬぐいながら三〇二号法廷に入つた原告患者の平均年齢は七十年代前半に。傍聴席には夫や息子の遺影を抱いた原告の姿も見られた。和解の成立を宣言。「患者のご多幸と亡くなつた方の安らかなことを祈念します」。裁判長の声を、原告は長かつたこれまでの道のりへの思いを込めて聞き入つた。

自身と二男三女が認定患者の岡崎久次さん(四十九歳)は頭を押さえた。夜も眠れぬ激しい発作に、一人と一緒に死のうと考えたこともあり、頭を押さえた。寝ても眠れぬ

死のうと考えたこともあり、頭を押さえた。寝ても眠れぬ

### 今後へ大きな成果

森脇君雄・西淀川公害訴訟原告団長の話

正治総務担当理事の話

阪神高速道路公団の有川

井関和彦・西淀川公害訴訟原告団長の話

西淀川地区の環境の詳細

のでないことに最大の特長

と画期的意義がある。国、

公団は原告団と協議し、沿

道環境を改善し、良好な生

活環境を形成するため、具

体的な施策の誠実な取り組

みと積極的な推進に努める

ことを誓約した。原告団、

訴訟関係者は未来に向か

り強く交渉を続ける。開

くの仲間に

は、一九九五年

の被告企業との全面勝利和

解に引き続き、今回も喜んで

いるばかり

な協議機関の設置は今後に

つながる大きな成果。私た

ちの提言の実現を目指しね

ぱり強く交渉を続ける。開

くの仲間に

は、一九九五年

の被告企業との全面勝利和

解に引き続き、今回も喜んで

いるばかり

いるばかり

な協議機関の設置は今後に

つながる大きな成果。私た

ちの提言の実現を目指しね

ぱり強く交渉を続ける。開

くの仲間に

は、一九九五年

の被告企業との全面勝利和

解に引き続き、今回も喜んで

いるばかり

いるばかり

な協議機関の設置は今後に

つながる大きな成果。私た

ちの提言の実現を目指しね

ぱり強く交渉を続ける。開

くの仲間に

は、一九九五年

の被告企業との全面勝利和

解に引き続き、今回も喜んで

いるばかり

いるばかり

な協議機関の設置は今後に

つながる大きな成果。私た

ちの提言の実現を目指しね

ぱり強く交渉を続ける。開

くの仲間に

は、一九九五年

の被告企業との全面勝利和

解に引き続き、今回も喜んで

いるばかり

いるばかり

な協議機関の設置は今後に

つながる大きな成果。私た

ちの提言の実現を目指しね

ぱり強く交渉を続ける。開

くの仲間に

は、一九九五年

の被告企業との全面勝利和

解に引き続き、今回も喜んで

いるばかり

いるばかり

な協議機関の設置は今後に

つながる大きな成果。私た

ちの提言の実現を目指しね

ぱり強く交渉を続ける。開

くの仲間に

は、一九九五年

の被告企業との全面勝利和

解に引き続き、今回も喜んで

いるばかり

いるばかり

な協議機関の設置は今後に

つながる大きな成果。私た

ちの提言の実現を目指しね

ぱり強く交渉を続ける。開

くの仲間に

は、一九九五年

の被告企業との全面勝利和

解に引き続き、今回も喜んで

いるばかり

いるばかり

な協議機関の設置は今後に

つながる大きな成果。私た

ちの提言の実現を目指しね

ぱり強く交渉を続ける。開

くの仲間に

は、一九九五年

の被告企業との全面勝利和

解に引き続き、今回も喜んで

いるばかり

いるばかり

な協議機関の設置は今後に

つながる大きな成果。私た

ちの提言の実現を目指しね

ぱり強く交渉を続ける。開

くの仲間に

は、一九九五年

の被告企業との全面勝利和

解に引き続き、今回も喜んで

いるばかり

いるばかり

な協議機関の設置は今後に

つながる大きな成果。私た

ちの提言の実現を目指しね

ぱり強く交渉を続ける。開

くの仲間に

は、一九九五年

の被告企業との全面勝利和

解に引き続き、今回も喜んで

いるばかり

いるばかり

な協議機関の設置は今後に

つながる大きな成果。私た

ちの提言の実現を目指しね

ぱり強く交渉を続ける。開

くの仲間に

は、一九九五年

の被告企業との全面勝利和

解に引き続き、今回も喜んで

いるばかり

いるばかり

な協議機関の設置は今後に

つながる大きな成果。私た

ちの提言の実現を目指しね

ぱり強く交渉を続ける。開

くの仲間に

は、一九九五年

の被告企業との全面勝利和

解に引き続き、今回も喜んで

いるばかり

いるばかり

な協議機関の設置は今後に

つながる大きな成果。私た

ちの提言の実現を目指しね

ぱり強く交渉を続ける。開

くの仲間に

は、一九九五年

の被告企業との全面勝利和

解に引き続き、今回も喜んで

いるばかり

いるばかり

な協議機関の設置は今後に

つながる大きな成果。私た

ちの提言の実現を目指しね

ぱり強く交渉を続ける。開

くの仲間に

は、一九九五年

の被告企業との全面勝利和

解に引き続き、今回も喜んで

いるばかり

いるばかり

な協議機関の設置は今後に

つながる大きな成果。私た

ちの提言の実現を目指しね

ぱり強く交渉を続ける。開

くの仲間に

は、一九九五年

の被告企業との全面勝利和

解に引き続き、今回も喜んで

いるばかり

いるばかり

な協議機関の設置は今後に

つながる大きな成果。私た

ちの提言の実現を目指しね

ぱり強く交渉を続ける。開

くの仲間に

は、一九九五年

の被告企業との全面勝利和

解に引き続き、今回も喜んで

いるばかり

いるばかり

な協議機関の設置は今後に

つながる大きな成果。私た

ちの提言の実現を目指しね

ぱり強く交渉を続ける。開

くの仲間に

は、一九九五年

の被告企業との全面勝利和

解に引き続き、今回も喜んで

いるばかり

いるばかり

な協議機関の設置は今後に

つながる大きな成果。私た

ちの提言の実現を目指しね

ぱり強く交渉を続ける。開

くの仲間に

は、一九九五年

の被告企業との全面勝利和

解に引き続き、今回も喜んで

いるばかり

いるばかり

な協議機関の設置は今後に

つながる大きな成果。私た

ちの提言の実現を目指しね

ぱり強く交渉を続ける。開

くの仲間に

は、一九九五年

の被告企業との全面勝利和

解に引き続き、今回も喜んで

いるばかり

いるばかり

な協議機関の設置は今後に

つながる大きな成果。私た

ちの提言の実現を目指しね

ぱり強く交渉を続ける。開

くの仲間に

は、一九九五年

の被告企業との全面勝利和

資料 4 毎日新聞  
1998.6.30付夕刊



市川猿之助さん

人気歌舞伎役者の市川猿之助(本名・嘉慶斗政彦)さんが、宿泊先のホテルなどにしつこく付きまとう大阪府内の女性(51)を相手に、市川さんが公演する劇

## 51歳女性に“排除”判決

大阪地裁

場と本人の周辺半径200メートル以内への立ち入り禁止、慰謝料300万円の支払いを求めた訴訟の判決が30日までに大阪地裁であつた。

大谷正治裁判官は「うそを言ふべき限度を超えていて、そのことを考慮しても我慢すべき程度を超過している」として、劇場への立ち入り

禁止などの請求をほぼ認めだした。

判決によると女性は、992年2月に開かれた宮崎県延岡市の公演以降

市川さんが公演のため宿泊していたホテルの隣室に宿泊したり、同じ電車に乗り合わせなどし続けた。この間、付きまとわないよう話

受け入れなかつたという。市川さんは95年11月、劇場への立ち入り禁止などの仮処分を申請。請求が認められたが、女性は96年8月にタイ国王即位50周年事業としてバンコクで開かれた公演にも、市川さんと同じ飛行機に乗り、同じホテルに宿泊した。このため、市川さんが人格権に基づき、「歌舞伎を演じる権利を侵害された」などと、96年10月に提訴していた。

女性は弁論には全く出席しなかつたが、書面で争つていた。【小栗高弘】

## 200メートル以内の立ち入りダメ

### 設問例 歌舞伎俳優・市川猿之助さんの訴訟

(2)

新聞記事を読んで答えなさい。

資料▶ 4

- Q. 原告(訴えたのは)はだれですか。  
A. 市川猿之助さん。
- Q. 被告(訴えられている)のはだれですか。  
A. 大阪府内の女性。
- Q. 訴えた裁判所はどこですか。  
A. 大阪地方裁判所。
- Q. 原告は裁判所にどのようなことを求めましたか。  
A. 公演する劇場への立ち入り禁止と慰謝料300万円の支払い。
- Q. どちらの主張を取り入れましたか(勝訴したのは)。  
A. 市川猿之助さん。
- Q. 裁判所はどのようなことを命じたのか(賠償などは)。  
A. 公演劇場のほか、市川さんの周囲半径200メートル以内への立ち入り禁止や慰謝料50万円の支払い。

### 資料 5 ワークシート例

年( )組 氏名( )

今日の新聞から裁判の記事を見つけましょう。

- 裁判所名を書きましょう( )
- その裁判は民事裁判ですか それとも刑事裁判ですか  
民事裁判なら 刑事裁判なら
- 原告はだれですか( )    被告人はだれですか( )
- 被告はだれですか( )
- どのような事件かまとめよう
- 判決が出された記事ならその判決内容もまとめよう

記事を張る

糊 代